資料２－２

ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業実施業務
民間競争入札実施要項（案）

［目　次］

1. 事業の趣旨
2. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項
3. 実施期間に関する事項
4. 入札参加資格に関する事項
5. 入札に参加する者の募集に関する事項
6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
8. 民間事業者が経済産業省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適性かつ実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項
9. 事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任
10. 委託業務に係る評価に関する事項
11. その他事業の実施に際し必要な事項

1. 事業の趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。上記を踏まえ、経済産業省は、公共サービス改革基本方針（平成２５年６月１４日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「ASEAN+3地域におけるエネルギー連携強化に係る事業」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

2. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 業務目的

ＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）地域においては、世界経済危機に伴い一時的な調整はあるものの、着実な経済発展につれ石油需要は増大し、中長期的には石油輸入量の大幅な増加が予想される。このため、安定的な経済成長と気候変動問題への対応を両立させるため、エネルギー源の多様化と省エネルギーを組み合わせた、エネルギーセキュリティの確立・向上は共通の重要課題となっている。

エネルギーセキュリティの確保に当たっては、各国それぞれが必要な対策を講じるのみならず、地域全体で協力していくことも重要である。こうした状況の下、ＡＳＥＡＮ＋３では、平成１５年７月に実務者レベルで具体的な協力の在り方を議論するためにＡＳＥＡＮ＋３政策理事会（ＥＰＧＧ）を設置し、域内共通のエネルギー関連課題として５つの分野（①天然ガス、②石油市場、③石油備蓄、④省エネルギー・再生可能エネルギー、⑤エネルギーセキュリティ）について情報交換・協力を推進していくことで合意した。その後、平成２２年７月には、５つの分野を３つの分野（①エネルギーセキュリティ、②天然ガス・石油市場、③省エネルギー・再生可能エネルギー）に統合することで合意した。

本事業は、ＡＳＥＡＮ＋３におけるエネルギー連携強化に関する議論や情報共有を促進すべく、政府関係者のみならず、エネルギー関連企業の関係者や各種研究機関などの民間有識者が参加する分野別ワークショップ等（ASEAN+3 政策理事会、石油備蓄ロードマップ WG／WS、エネルギーセキュリティフォーラム、石油市場・天然ガスフォーラム／ビジネス対話、新・

再生可能・省エネルギーフォーラム）の開催をサポートする。加えてＡＳＥＡＮ＋３エネルギー連携強化の更なる進展を目指し、これらのワークショップ等の成果に加え、ＡＳＥＡＮ＋３地域に限られない海外専門家・研究機関などの知見も取り入れつつ、我が国エネルギー政策の立案・遂行に資するよう情報収集、情報提供及び研究調査を行うことを目的とする。

(2)　業務内容

①　ＡＳＥＡＮ＋３分野別ワークショップ等開催のサポート業務

会合における議題設定のサポート、会議開催・運営のための各国との事前調整・協議、会場選定や出席者取りまとめなどの事前準備作業や会議当日の各種事務作業の実施。

（注）分野別ワークショップは、ＡＳＥＡＮ＋３のエネルギー政策担当者・民間有識者等の参加により、各国の政策動向について情報交換し、今後のエネルギー協力活動が目指すべき方向性や取り組むべき課題等について議論を行う。取り上げる対象分野は、①エネルギーセキュリティ、②天然ガス・石油市場、③省エネルギー・再生可能エネルギー、④石油備蓄ロードマップの４分野とする。それぞれのワークショップの開催時期及び開催地については、委託先とも協議しつつ原則政府側で決定する。

②　上記会合におけるプレゼンテーション

ＡＳＥＡＮ＋３政策理事会、分野別ワークショップ及び石油備蓄ロードマップに係るＷＧにおいて、日本及びＡＳＥＡＮ＋３域内におけるエネルギー動向等に関して、プレゼンテーションを実施。

③　ＡＳＥＡＮ＋３におけるエネルギー政策上の課題の分析

上記ＡＳＥＡＮ＋３政策理事会、分野別ワークショップ、及び石油備蓄ロードマップに係るＷＧの成果を活用するほか、世界のエネルギー市場動向やＡＳＥＡＮ＋３地域以外の動向も考慮しつつ、グローバルな視点から地域内のエネルギー政策上で克服すべき課題の分析を行い、また、課題分析を行う上で、必要に応じて海外調査機関や専門家の知見を活用し、その分析結果を報告する。

(3)　事業実施方法

①　上記(2)事業内容①においては、ＡＣＥ（エース）（ASEAN Centre for Energy : ASEAN 内のエネルギー関連の事務局）、関係各国と各種調整を実施し、会議開催に係る以下の事務作業を実施すること（各会議の現地にての対応者は２名必要。ただし、当該対応者は現地に常駐（現地事務所を設ける等）する必要はなく、出張による対応で可）。

※ＡＣＥとの連携について、民間事業者が希望する場合には、経済産業省から協力・連携依頼を行う。

＜各会合開催時期＞

	会合	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1	新再生可能・省エネルギーフォーラム			■	■								
2	SOME+3-EPGG			■	■								
3	ASEAN+3 エネルギー大臣会合					■	■						
4	石油備蓄ロードマップ WG							■	■	■			
5	石油備蓄ロードマップ WS							■	■	■			
6	石油市場・天然ガスフォーラム								■	■	■		
7	石油市場・天然ガス・ビジネス対話								■	■	■		
8	エネルギーセキュリティフォーラム										■	■	■

※「3.ASEAN+3 エネルギー大臣会合」は本委託調査に含まない（参考掲載）

※開催時期は ACE と協議の上決定するため、多少前後する可能性あり

- 関係先並びに関係国と協議し、関係会合のスケジュール作成、開催地・会場の選定を行う。
  なお、会議の開催に当たっては、出席者の負担を考慮し、複数の会議を連続して開催するよう調整するものとする。
- 各国へ関係会合の招へい状を発送し出席者の取りまとめを行う。
- 会合開催国政府関係機関及び ACE と、開催詳細（契約条件交渉、会場設営など）についての打ち合わせを行う。
- 出席者の確認、参加者リストの作成、会場への到着確認、ウェルカムレターの配布を行う。
- 会合の議題設定サポート、確認、プレゼンテーション資料の取りまとめ及び参加者への配布を行う。
  ※議題の設定は、関係各国（ASEAN１０ヵ国、日本、中国、韓国）及び事務局（ASEAN Centre for Energy）で行う。

- ➢ 会合会場を含む現地事務局のセットアップを行う。必要に応じて事務機器（プリンター、コピー機、FAX、Wi-Fi 等）の手配を行う。
- ➢ 会合関連費用（会場費、招へい費等）の支払いを行う。会場費については、ACE 等主催者側の都合でやむを得ずキャンセル等料が発生した場合は、経済産業省と相談の上、本業務の経費として支払うことができる。招へい費については、経済産業省に相談の上、スピーカーとして招待する者のフライト・クラスは「ビジネス」、また、CLMV 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）から旅費補助の依頼があった場合は１ヵ国１名まで「エコノミー」とする。それぞれの宿泊クラスは、原則、シングル・スタンダードとする。その他の国から旅費負担の依頼があった場合は、経済産業省に相談をして決定すること。

② 上記(2)事業内容②においては、経済産業省、ＡＣＥ、関係各国と調整を実施し、関連会合においてプレゼンテーションを実施すること（各会議の現地での対応者は１名必要）。
なお、プレゼンテーションに係る業務については、外部に再委託しても差し支えない。

- ➢ 関係各国からの情報、既存蓄積情報を基に、プレゼンテーション資料（日本及びＡＳＥＡＮ＋３域内におけるエネルギー動向等）の作成。
- ➢ 関連会合においてプレゼンテーションを実施（過去のプレゼンテーションの実施内容を別紙２に記載）。
※プレゼンテーションにあたっては、エネルギー専門家により実施することが望ましい。
※エネルギー専門家：エネルギー分野（石油、天然ガス、石炭、原子力、省エネルギー、再生可能エネルギー等）の研究に従事している者を指す。

③ 上記(2)事業内容③においては、ＡＳＥＡＮ＋３エネルギー連携強化の在り方やアジアのエネルギー事情及び課題等に関する分析を実施すること。なお、地域内外に関わらず広く海外エネルギー専門調査機関や海外専門家と連携しつつ調査研究を実施することが望ましい。調査内容については、経済産業省と調整して、分析すべき課題等を毎年度決定すること。提出期限は、以下④とする。
なお、調査研究に係る業務については、外部に再委託しても差し支えない。

- ➢ 文献調査

- 専門家・有識者等へのヒアリング調査（上記の各種会合の場を有効活用）
- 海外専門機関の知見（BP 統計、IEA 統計等）を課題分析に活用

④ 成果物は以下のとおり納入すること。なお、納入の際は経済産業省職員による検収を実施する。

＜調査報告書の電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）一式＞

提出場所：　資源エネルギー庁長官官房国際課

提出期限：　（２６年度）平成２７年３月３１日
　　　　　　（２７年度）平成２８年３月３１日
　　　　　　（２８年度）平成２９年３月３１日

⑤ 著作権等の扱い

- 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、経済産業省が保有するものとする。
- 成果物に含まれる委託事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、委託事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- 委託事業者が第三者に本業務を委託する場合、上記については、書面により当該第三者に同意させること。

⑥ 業務の引継ぎ

経済産業省は民間事業者が本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、必要に応じて、民間事業者に十分な引継ぎを行うものとする。また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、経済産業省は、「８．(1)①報告等」などを基に次期事業者への引継ぎを行うものとするが、必要に応じて、経済産業省が業務完了前に民間事業者に対し、引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じること。

(4)　業務の実施にあたり確保されるべき質

本事業は、ＡＳＥＡＮ＋３におけるエネルギー連携強化に関する議論や情報共有を促進すべく、分野別ワークショップ等を通じ、ＡＳＥＡＮ＋３地域やＡＳＥＡＮ＋３地域に限られない海外専門家・研究機関などの知見も取り入れつつ、我が国エネルギー政策の立案・遂行に資することを目的としている。以下の目標を達成することにより、実施した業務の質を確保

する。ただし、民間事業者の責に帰するべき事由によらずに目標を達成できない場合はこの限りでない。

① 民間事業者は、ASEAN+3 関連会合開催業務において策定された実施計画、作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

② 会合出席国及び出席者：ASEAN+3（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、韓国）から、１０ヵ国程度及び各国２名程度の参加を得ること。

③ 出席者アンケート調査：満足度８０％以上（満足度とは、別紙３の設問①～③の１～３の評価を占める割合とする。）の結果を得ること。

④ 会合を中断等なく開催すること。

(5) 契約の形態及び支払い

① 契約の形態

契約の形態は委託契約とする。

② 経費の支払い

民間事業者が２．(2)に掲げる業務を完了したときは、各年度ごとに経済産業省は当該業務の完了を確認するための検査を行った上で、委託契約に基づき民間事業者が実施する入札対象事業（以下「委託事業」という。）の経費として、予め委託契約により約定された業務の委託事業報酬の額を民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から３０日以内に支払う。

上記規定にかかわらず、概算払財務大臣協議が整ったときは、民間事業者は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として所定の様式により作成した概算払請求書を提出することができる。この場合において、経済産業省は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、支払を行うことができる。

３．実施期間に関する事項

委託契約の契約期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

４．入札参加資格に関する事項

(1) 法第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）に該当しない者であること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年又は非補助人で

あって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 公告日において平成 22・23・24 年度の全省庁統一資格結果通知書等を取得している場合であって、全省庁統一資格の「役務の提供等」の「Ａ」又は「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。

(5) 経済産業省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

５．入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール（予定）

① 入札公告 ：平成 25 年 12 月下旬
② 入札説明会 ：平成 26 年 1 月上旬
③ 質問受付期限 ：平成 26 年 1 月下旬
④ 入札書類提出期限 ：平成 26 年 2 月中旬
⑤ プレゼンテーション ：平成 26 年 2 月下旬
⑥ 企画提案書の審査等 ：平成 26 年 2 月下旬
⑦ 開札 ：平成 26 年 3 月上旬
⑧ 契約締結 ：平成 26 年 4 月 1 日

(2) 入札の手続き

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を、別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、経済産業省が指定する場所まで提出すること。

- 全省庁統一資格審査結果通知書（写し）
- 入札金額（契約期間内の委託事業に対する報酬の 105 分の 100 に相当する金額を記載した書類）
- 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）
- 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

② 企画提案書の内容

経済産業省は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、経済産業省へ提出する。

［表 1 ：経済産業省が応札者に提示する資料］

資料名称	資料内容

①実施要項	（ＡＳＥＡＮ＋３地域におけるエネルギー連携強化に係る事業）の仕様を記述（事業の目的・内容等）。
②応札資料作成要領	応札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④評価手順書	資源エネルギー庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

［表 2 応札者が経済産業省に提示する資料］

資料名称	資料内容
①評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	実施要項に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
②提案書	実施要項に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。作成に当たっては、別紙４を参照。 ・応札者が提案する、事業の内容、実施体制等 ・実施計画 ・業務従事者の資格、確保 ・補足資料(応札者の実績の詳細)等

６．落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は経済産業省内に設置する評価委員会において行う。

(1)　落札者を決定するための評価基準

評価にあたっては、技術評価と価格評価に区分し、得点配分については技術評価への得点配分（技術点）を２００点、価格評価への得点配分（価格点）を１００点の３００点満点とする。

(2)　技術評価の方法

技術評価は、以下の「(3)　必須審査項目」及び「(4)　加点審査項目」に基づいて行う。（「別紙１」を参照すること。）

(3)　必須審査項目

必須審査項目審査においては、入札参加者が企画提案書に記載した内容が「別紙１」の必須項目を満たしていることを確認する。 全て満たした場合は基礎点８０点を付し、１つでも満たしていない場合は失格とする。

(4)　加点審査項目

上記「(3)　必須審査項目」をすべて満たした提案については、以下の各項目について「別紙１」に記載する配点に従い採点を行い、加点審査点（０点から１２０点）とする。以下にポイントを記載する。

①　事業内容について（０点～２０点）
- 事業内容が、具体的かつ詳細か。
- 本事業目的に対して、新たな創意工夫をした有効な事業内容が提案されているか。

②　事業実施方法について（０点～３０点）
- 効率的・効果的、かつ、実現可能な事業実施方法が採られているか。
- 事業実施方法について、創意工夫が見られるか。
- ＩＳＯ５０００１の認証を取得しているか。

③　事業実施計画について（０点～２０点）
- 事業実施計画（スケジュール）に、事業を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。
- 事業実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。

④　事業実施体制・役割分担について（０点～１０点）
- 事業を遂行可能な人数が確保されているか。
- 経済産業省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

⑤　組織としての専門性、類似事業実績について（０点～２０点）
- 組織として類似事業の実績があるか。（会議開催・運営等）
- 組織としてその他に事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等があるか。

⑥　事業従事予定者の専門性、類似事業実績について（０点～２０点）
- 事業従事予定者に、類似事業の実績があるか。（会議開催・運営等）
- 事業従事予定者に、その他に事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等があるか。

(5)　価格評価の方法

価格点については以下の評価方式により算出する。入札価格に対する価格点＝価格点の配分（１００点）×（１－入札価格／予定価格）

(6)　落札者の決定

① 上記の必須審査項目をすべて満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、加点審査項目における得点に上記６－３の評価方法における入札価格の得点を加えて得られた値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。

② 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

③ 落札者とするべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認める場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の評価の値の最も高い者を落札者とすることがある。

(7) 落札者が決定しなかった場合の措置

経済産業省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合または再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

７．入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

「別紙２：従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり

８．民間事業者が経済産業省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適正かつ実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が報告すべき事項

① 報告等

- 開催業務報告

  民間事業者は、下記項目について現況及び今後の見通しを随時報告すること。

  - 委託事業の進捗状況を経済産業省に報告しなければならない。
  - 全体計画、スケジュールの現況を経済産業省に報告しなければ

ならない。

- 再委託先がある場合は、その進捗等を経済産業省に報告しなければならない。
- 議題の設定、招待状の発送等の状況を経済産業省に報告しなければならない。
- 実施会場との調整状況を経済産業省に報告しなければならない。
- 各会合の出席者数、事業実施内容・対応、会合出席者数からのアンケートを集計・整理し会合終了後速やかに経済産業省に報告しなければならない。
- 会合開催中における不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに経済産業省に報告しなければならない。
- 委託事業に関して、経済産業省に寄せられたクレームや問い合わせについて、経済産業省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- 委託事業に関して、民間事業者に寄せられたクレームや問い合わせについて、民間事業者はその内容及び対処方法を経済産業省に報告しなければならない。

② 調査

- ➢ 経済産業省は、委託事業の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第２６条第１項に基づき、事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、委託事業者の実施状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ➢ 立入検査をする経済産業省の職員は検査等を行う際には、当該検査が法第２６条第１項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示することとする。

(2)　秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に対して経済産業省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第５４条により罰則の適用がある。

(3)　情報セキュリティ

① 民間事業者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、経済産業省に提示し了承を得た上で確認書として提出すること。また、契約期間中に、経済産業省の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、経済産業省と民間事業者が協議し不十分であると認めた場合、民間事業者は、経済産業省と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。

② 民間事業者は、本作業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏洩対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。

③ 民間事業者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の許可を得ること。なお、この場合であっても、経済産業省の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを経済産業省が確認できる方法で証明すること。

④ 民間事業者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、経済産業省の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを経済産業省が確認できる方法で証明すること。

⑤ 民間事業者は、本作業を終了又は契約解除する場合には、経済産業省から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに経済産業省に返却すること。その際、経済産業省の確認を必ず受けること。

⑥ 民間事業者は、契約期間中及び契約終了後においても、本作業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

⑦ 民間事業者は、本作業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに経済産業省に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について経済産業省と協議し実施すること。

⑧ 民間事業者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成２３年７月２５日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成２３年７月２５日改正））、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリ

ティ対策のための統一技術基準」を遵守すること。なお、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。また、規程等については、適合証明書提出前に経済産業省より提示を受け閲覧すること。

（※再委託を行う場合）

⑨ 民間事業者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 委託事業の開始及び中止

- 委託事業の開始
  - ・ 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 委託事業の中止
  - ・ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ経済産業省と協議し承認を得なければならない。

② 公正な取り扱い

民間事業者及び本業務の実施において来場者等を合理的な理由なく区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は経済産業省が認める場合を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

- 本業務の宣伝

  民間事業者及び本業務に従事する者は、経済産業省や会合の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が会合の業務の一部であるかのように誤認される恐れのある行為をしてはならない。
- 自らが行う事業の宣伝

  民間事業者は、本業務の実施にあたって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、本業務について作成した記録や帳簿書類を、翌年度より５年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属

- 印刷物の作成上で発生した著作権及び電子データー等の所有権は経済産業省に帰属する。
- 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときはあらかじめ経済産業省の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託

- 全部委託の禁止

  民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括として再委託してはならない。
- 再委託の合理性等

  民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画提案書において再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- 契約後の再委託

  民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には再委託に関する事項を明らかにした上で経済産業省の承認を受けなければならない。
- 再委託先からの報告

  民間事業者は再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 民間事業者の責任

  再委託先の事業者の責めに帰するべき事由は、受託事業者の責め

に帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

- 再委託先の義務

　再委託先は前記の個人情報の保護並びに秘密保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、経済産業省と契約によらない自らの事業の禁止、及び権利義務の帰属については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑪ 契約内容の変更

民間事業者及び経済産業省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の事由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けた上、法 21 条に従った手続きを行うこと。

⑫ 契約の解除

経済産業省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 法第２２条第１項第１号イからチ又は同項第２号に該当するとき。
- 暴力団員を業務統括する物又は従業員としていることが明らかになったとき。
- 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑬ 契約解除時の取り扱い

上記⑫に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は契約金額の１００分の１０に該当する金額を違約金として経済産業省が指定する期日までに納付する。ただし、経済産業省は解除原因に起因する損害額が該当金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し又は、免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

- 損害賠償

　民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、経済産業省に被害を与えた場合は、経済産業省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には経済産業省が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において経済産業省が国民等に支払いを要する金額及び経済産業省が不服申し立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続きに関する費用を含むものと

する。

- 延滞金

経済産業省は民間着業者が上記規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて年１００分の５の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

- 委託事業の完了

上記⑫に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は経済産業省との協議に基づき、委託事業の処理が完了するまでの間、責任を持って該当処理を行わなければならない。

⑭ 不可抗力免責、危機負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず民間事業者の責に帰することができない事由により委託業者の全部又は一部の実施が遅延したり、不能となったりした場合は責任を負わないものとする。

⑮ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と経済産業省が協議する。

９．事業を実施するにあたり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるものとする。

(1)　民間事業者に対する求償

経済産業省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第１条第１項等にもとづき該当第三者に対する賠償を行った時は、経済産業省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について経済産業省の責めに帰すべき理由が存する場合は、経済産業省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2)　経済産業省に対する求償

民間事業者が民法（明治 29 年法律第８９号）第７０９条に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について経済産業省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は経済産業省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

１０．対象公共サービスの評価(法第７条８項に規定する評価)に関する事項

(1)　調査の実施時期

経済産業省は、内閣総理大臣が行う評価の時期(平成２８年５月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成２８年３月３１日時点における状況を調査するものとする。

(2)　調査の実施方法

経済産業省は８．の報告を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と民間事業者の実績を比較考量すること等により、質の維持向上を達成されたかを評価する。

(3)　調査項目

①　会合出席者数

②　アンケート結果(出席者)

③　業務の進捗について

企画提案書の内容を踏まえた実施計画(実施方法、実施スケジュール、プレゼンテーション等)に沿った業務を、確実に実施していたか。

④　当日の会場運営の状況

(4)　意見聴取等

経済産業省は、本事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5)　実施状況等の提出

経済産業省が内閣総理大臣および監理委員会に実施状況を提出する時期は平成２８年４月目処とする。

１１．その他事業の実施に際し必要な事項

(1)　事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

①　経済産業省は、民間事業者が実施した業務について 8.(1)①の報告等を踏まえ、実施状況の評価を行った後、監理委員会へ報告とともに、公表する。

②　立入検査、指示等の報告

経済産業省は、法第２６条及び第２７条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に通知する。

(2)　経済産業省の監督体制

契約に関する監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示そのほかの適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、８．により行うこととする。

(3)　主な民間事業者の責務

①　法第２５条第２項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治４０年法律第４５号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②　法第５４条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処される。

③　第５５条の規定により、報告をせず、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、３０万円以下の罰金に処される。

④　法第５６条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そのほかの従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第５５条の違反行為をした時は、行為者を罰するほか、その法人に対し又は人に対して同条の刑が科される。

⑤　会計検査について民間事業者は、会計検査法(昭和２２年法律第７３号)第２３条第１項第７号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第２５条及び第２６条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

別紙１

評価項目一覧

提案書の目次					評価区分	得点配分		
大項目	中項目	小項目	細項目	提案要求事項		配点	基礎点	加点
1　事業の目的、内容及び実施方法								
	1.1	事業目的		・事業目的が、ASEAN+3地域におけるエネルギー連携強化に係る事業の目的に合致しているか。	必須	10	10	
	1.2	事業内容		・事業内容が、事業目的と整合しているか。	必須	10	10	
				・事業内容が、具体的かつ詳細か。	加点	10		10
				・本事業目的に対して、新たな創意工夫をした有効な事業内容が提案されているか。	加点	10		10
	1.3	事業実施方法		・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか。	必須	10	10	
				・効率的・効果的、かつ、実現可能な事業実施方法が採られているか。	加点	10		10
				・事業実施方法について、創意工夫が見られるか。	加点	10		10
				・ISO５０００１の認証を取得しているか。	加点	10		10
2　事業実施計画								
	2.1	事業実施計画		・事業目的・内容に対し、事業実施計画（スケジュール）は妥当か。	必須	10	10	
				・事業実施計画（スケジュール）に、事業を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。	加点	10		10
				・事業実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	加点	10		10
3　事業実施体制								
	3.1	事業実施体制・役割分担		・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。	必須	5	5	
				・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。	必須	5	5	
				・事業を遂行可能な人数が確保されているか。	加点	5		5
				・経済産業省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	加点	5		5
	3.2	組織としての専門性、類似事業実績		・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。（エネルギー分野の知識、会議開催・運営ノウハウ等。再委託の場合は予定する再委託先について記述。）	必須	10	10	
				・組織として類似事業の実績があるか。（会議開催・運営等）	加点	10		10
				・組織としてその他に事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等があるか。	加点	10		10
	3.3	事業従事予定者の専門性、類似事業実績		・事業従事予定者に、事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。（エネルギー分野の知識、会議開催・運営ノウハウ等。再委託の場合は予定する再委託先について記述。）	必須	10	10	
				・事業従事予定者に、類似事業の実績があるか。（会議開催・運営等）	加点	10		10
				・事業従事予定者に、その他に事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等があるか。	加点	10		10
	3.4	事業遂行のための経営基盤・管理体制		・事業遂行のための経営基盤・管理体制を有しているか。	必須	10	10	
						200	80	120

別紙２

従来の実施状況に関する情報の開示

（注意事項）
※平成 23 年度以前は、ASEAN+3 及び EAS 関連会合の両会合を含む委託事業であったため、平成 22 年度及び 23 年度については、両会合を含む実績を表示
※平成 24 年度以降は、ASEAN+3 及び EAS 関連会合のそれぞれの事業が独立分離したため、平成 24 年度については ASEAN+3 関連会合のみの実績を表示

１．従来の実施に要した経費

（単位:千円）

		平成 22 年度実績	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績
	人件費	31,781	31,599	20,589
	事業費	7,096	6,473	4,397
	外注費	3,777	4,040	1,446
	一般管理費	7,775	7,600	5,014
	消費税及び地方消費税相当額	2,522	2,486	1,572
計(a)		52,952	52,197	33,019
参考値(b)	減価償却費	−	−	−
	退職金給付費用	−	−	−
	間接部門費	−	−	−
計(a)+(b)		52,952	52,197	33,019

２．従来の実施に要した要員

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人員数	9	9	6

３．従来の実施に要した施設及び設備
（必要となる機材等）
フォーラム運営を行うため、以下の機材等が必要となる。列挙した機材は例示であるため、経済産業省の指示の下、必要となる機材を準備すること。準備状況は随時、経済産業省に報告すること。
・プロジェクター、スクリーン
・マイク
・モニター

・PC
・Wi-Fi　等

（注意事項）

入札対象業務の一切につき、国が用意する建物、設備、物品等はない。

４．従来の実施における目的の達成水準

利用者に対するアンケートの実績なし。

５．従来の実施方法等

過去（２３年度以降）の報告書は以下の URL から閲覧することが可能である。

なお、実施要項２．（２）②上記会合におけるプレゼンテーション及び③ＡＳＥＡＮ＋３におけるエネルギー政策上の課題の分析に係る従来の実施方法等は同報告書で閲覧が可能である。（実施要項２．（２）①ＡＳＥＡＮ＋３分野別ワークショップ等開催のサポート業務に係る事業実施方法は、実施要項２．（３）①を参照のこと。）

また、上記プレゼンテーション及びエネルギー政策上の課題の分析を行う上で、民間事業者が必要となる情報については、経済産業省からも必要な情報を提供するとともに、関係国や関係機関等からの情報収集につき、民間事業者が希望する場合には、経済産業省から協力・連携依頼を行う。

http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html

（Web サイト内の報告書の名称）

・ 平成２３年度東アジアにおけるエネルギーセキュリティ推進に係る事業
・ 平成２４年度 ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業
・ 平成２５年度 ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業（平成２６年４月掲載予定）

＜ASEAN+3 フォーラム：開催実績一覧＞

会合名	開催回数	開催地	年月日	議長国	共同議長国
エネルギー政策理事会	第１回	バンコク	2003/08/01	マレーシア	日本
（SOME+3 EPGG）	第２回	クアラルンプール	2003/12/18	マレーシア	日本
	第３回	バンコク	2004/04/20	マレーシア	日本
	第４回	マニラ	2005/01/20	フィリピン	日本、中国、韓国
	第５回	シンガポール	2006/02/17	フィリピン	日本、中国、韓国
	第６回	バンコク	2007/01/26	シンガポール	日本、中国、韓国
	第７回	クアラルンプール	2008/01/29	マレーシア	日本、中国、韓国
	第８回	クアラルンプール	2009/03/25	マレーシア	日本、韓国
	第９回	東京	2010/03/16	日本	中国、韓国

	第 10 回	メダン	2011/04/06	インドネシア	日本、中国、韓国
	第 11 回	プノンペン	2012/07/04	カンボジア	日本、韓国
	第 12 回	バリ	2013/06/26	インドネシア	日本、韓国
石油備蓄フォーラム	第 1 回	バンコク	2003/11/14	日本	フィリピン、ミャンマー
	第 2 回	セブ	2004/02/12	フィリピン	日本
	第 3 回	ハノイ	2005/03/14	日本	フィリピン
	第 4 回	バンコク	2006/03/28	フィリピン	日本
	第 5 回	バンコク	2007/01/25	フィリピン	日本
	第 6 回	クアラルンプール	2008/01/30	日本	フィリピン
	第 7 回	マニラ	2008/11/28	フィリピン	日本
	第 8 回	ハノイ	2010/01/28	ベトナム	日本
石油備蓄ロードマップ策定ワーキンググループ 第 7 回からワークショップを併催	第 1 回	マニラ	2008/11/28	フィリピン	日本
	第 2 回	クアラルンプール	2009/03/25	マレーシア	韓国
	第 3 回	札幌	2009/06/29	日本	フィリピン
	第 4 回	ハノイ	2010/01/27	ベトナム	日本
	第 5 回	バリ	2010/06/02	インドネシア	日本
	第 6 回	ビエンチャン	2011/08/23	ラオス	日本
	第 7 回	仁川	2013/03/11	韓国	マレーシア
石油市場フォーラム	第 1 回	バンコク	2003/11/13	タイ	韓国
	第 2 回	ハノイ	2005/03/14	韓国	タイ
	第 3 回	バンコク	2006/03/28	タイ	韓国
	第 4 回	バンコク	2007/01/25	タイ	韓国
	第 5 回	クアラルンプール	2008/01/30	韓国	タイ
	第 6 回	マニラ	2008/11/29	フィリピン	日本
	第 7 回	ハノイ	2010/01/29	ベトナム	タイ
	第 8 回	バンダル・スリ・ブガワン	2011/03/11	タイ	ブルネイ、韓国
天然ガスフォーラム 第 2 回～第 5 回は、正規フォーラムの前日にビジネスダイアローグを実施。	第 1 回	上海	2004/03/29	中国	インドネシア
	第 2 回	ジャカルタ	2004/11/26	インドネシア	中国、マレーシア
	第 3 回	クアラルンプール	2006/01/18	マレーシア	インドネシア、中国
	第 4 回	ジャカルタ	2007/04/26	インドネシア	中国、マレーシア
	第 5 回	北京	2008/10/30	中国	インドネシア、マレーシア
	第 6 回	バンダル・スリ・ブガワン	2010/02/09	マレーシア	中国

	第 7 回	ソウル	2010/11/22	韓国	インドネシア、マレーシア
エネルギーセキュリティーフォーラム	第 1 回	セブ	2004/02/11	フィリピン	日本
	第 2 回	マニラ	2005/01/20	フィリピン	日本
	第 3 回	シンガポール	2006/02/17	フィリピン	日本、ミャンマー
第 8 回より石油備蓄、石炭、民生原子力エネルギーが追加される。	第 4 回	バンコク	2007/01/26	日本	ミャンマー、フィリピン
	第 5 回	クアラルンプール	2008/01/29	フィリピン	日本
	第 6 回	マニラ	2008/11/29	フィリピン	日本
	第 7 回	ハノイ	2010/01/28	ベトナム	日本
	第 8 回	バンダル・スリ・ブガワン	2011/03/12	日本	ブルネイ、フィリピン
	第 9 回	東京	2012/02/13	日本	ミャンマー、フィリピン
	第 10 回	仁川	2013/03/12	ミャンマー	インドネシア
新・再生可能エネルギー・省エネルギーフォーラム	第 1 回	ソウル	2004/10/28	韓国	マレーシア
	第 2 回	クアラルンプール	2006/01/16	マレーシア	マレーシア
	第 3 回	ヤンゴン	2007/03/15	ミャンマー	マレーシア、韓国
第 2 回マレーシアでは副議長をおかず、同じくマレーシアの議長代理をおいて進行。第 2 回より省エネルギーが追加される。	第 4 回	ソウル	2008/03/20	韓国	ミャンマー
	第 5 回	クアラルンプール	2009/03/23	マレーシア	韓国
	第 6 回	東京	2010/03/15	日本	マレーシア
	第 7 回	メダン	2011/04/05	インドネシア	カンボジア、韓国
	第 8 回	プノンペン	2012/07/03	カンボジア	韓国
	第 9 回	ソウル	2013/06/12	韓国	マレーシア、ミャンマー
石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話	第 1 回	バリ	2011/10/24	インドネシア	日本
	第 2 回	仁川	2013/03/13	韓国	マレーシア、フィリピン

斜体字は、現時点で未開催。

＜過去のプレゼンテーションのテーマ＞

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
SOME+3EPGG	−	−	−

エネルギー・セキュリティ・フォーラム	・アジアエネルギーアウトルック ・アジアエネルギー統計	・ASEAN+3 地域のエネルギートレンド（1990-2009） ・アジアエネルギーアウトルック ・家庭におけるエネルギー利用の調査 ・福島事故後の東アジアにおける原子力発電	・ASEAN+3 地域のエネルギー需給動向 ・アジアエネルギーアウトルック ・日本の原子力政策、ストレステストの動向 ・石油製品の貿易、品質及びエネルギー安全保障
石油市場・天然ガスフォーラム	－	－	・石油市場の状況 ・天然ガス市場の状況 ・ショールガス革命による天然ガスの価格付け
石油市場・天然ガス・ビジネス対話		－	－
新・再生可能・省エネルギーフォーラム	・日本の新・再生可能・省エネルギー分野に関する協力	・日本の新・再生可能・省エネルギー分野に関する協力	・日本の新・再生可能・省エネルギー分野に関する協力
石油備蓄ロードマップ WG	－	－	－
石油備蓄ロードマップ WS			－

６．会合出席者実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
SOME+3EPGG		11 ヵ国 3 機関から 57 名参加	12 ヵ国 4 機関から 56 名参加
エネルギーセキュリティフォーラム	9 ヵ国 3 機関から 36 名参加	11 ヵ国 2 機関から 59 名参加	11 ヵ国 4 機関から 50 名参加
石油市場フォーラム	8 ヵ国 3 機関から 32 名参加	5 ヵ国 3 機関から 28 名参加	11 ヵ国 3 機関から 44 名参加
天然ガスフォーラム	10 ヵ国 2 機関から 34 名参加		
石油市場・天然ガス・ビジネス対話		5 ヵ国 3 機関から 28 名参加	11 ヵ国 3 機関から 38 名参加
新・再生可能・省エネルギーフォーラム		13 ヵ国 3 機関から 50 名参加	12 ヵ国 2 機関から 32 名参加
石油備蓄ロードマップ WG	11 ヵ国 2 機関から 54 名参加	10 ヵ国 2 機関から 32 名参加	9 ヵ国 5 機関から 46 名参加
石油備蓄ロードマップ WS			9 ヵ国 5 機関から 48 名参加

※石油市場フォーラム及び天然ガスフォーラムは 23 年度から統合し、「石油市場・天然ガスフォーラム」となる。

７．招へい者実績

	会合名	国名	搭乗ｸﾗｽ*1	宿泊ｸﾗｽ	参加身分
平成 22 年度	第 5 回石油備蓄ロードマップ WG	カンボジア	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	ツイン・スタンダード（TS）	会合出席者
					会合出席者
				シングル・スタンダード（SS）	会合出席者
		ラオス	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
		ミャンマー	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ（一部区間、自己負担によりﾋﾞｼﾞﾈｽｸﾗｽ使用）	SS	会合出席者
				SS	会合出席者
		ベトナム	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
				SS	会合出席者
	第 7 回天然ガスフォーラム	カンボジア	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
		ベトナム	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
		インドネシア	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	事務局
	第 8 回石油市場フォーラム＆ 第 8 回エネルギーセキュリティフォーラム	ベトナム	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
		オーストラリア	ﾃﾞｨｽｶｳﾝﾄﾋﾞｼﾞﾈｽ	SS	スピーカー
		USA	ﾃﾞｨｽｶｳﾝﾄﾋﾞｼﾞﾈｽ	SS	スピーカー
平成 23 年度	第 7 回新・再生可能・省エネルギーフォーラム ＆ 第 10 回 SOME+3 EPGG	カンボジア	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	TS	会合出席者
					会合出席者
		ベトナム	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
	第 6 回石油備蓄ロ	カンボジア	ERIA が負担（ERIA	SS	会合出席者

	ードマップ WG		主催の省エネカンファレンスに参加のため）	SS	会合出席者
		ベトナム	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
	第 9 回エネルギーセキュリティフォーラム	カンボジア	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
				SS	会合出席者
		ミャンマー	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
		ベトナム	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
平成 24 年度	第 8 回新・再生可能・省エネルギーフォーラム ＆ 第 11 回 SOME+3 EPGG	ミャンマー	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
	第 7 回石油備蓄ロードマップ WG／第1回石油備蓄ロードマップ WS／第 10 回エネルギーセキュリティフォーラム／第2回石油市場・天然ガスフォーラム	カンボジア	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ	SS	会合出席者
				SS	会合出席者
		オランダ	ﾋﾞｼﾞﾈｽｸﾗｽ	SS	スピーカー
		フランス	ﾋﾞｼﾞﾈｽｸﾗｽ	SS	スピーカー

*1：ﾌﾗｲﾄｸﾗｽについて、ｽﾋﾟｰｶｰは「ﾋﾞｼﾞﾈｽｸﾗｽ」、会合出席者及び事務局は「ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ」とする。

別紙３

アンケート票

会合出席者にアンケートに協力してもらえるかを確認し、協力していただけるとの回答をいただいた方について、以下の項目についてアンケートを実施する。

アンケート内容

①招へい状は適切に送付されたか。

１　良い	２　やや良い	３　普通	４　やや悪い	５悪い

②ウェルカムレターは適切に配布されたか。

１　良い	２　やや良い	３　普通	４　やや悪い	５悪い

③プレゼンテーション資料等は適切に配布されたか。

１　良い	２　やや良い	３　普通	４　やや悪い	５悪い

④その他、御意見・御要望がございましたらお答えください。

ご協力ありがとうございました。

【1　事業の目的、内容及び実施方法】
1.1 事業目的

6.1(別紙1) 提案書雛型

記述内容	▪ 事業の目的について具体的に記述する。

▪ 事業の目的

【基礎点評価の観点】
・ASEAN＋3地域におけるエネルギー連携強化に係る事業の目的に合致しているか。

7

【1　事業の目的、内容及び実施方法】
1.2. 事業内容

6.1(別紙1) 提案書雛型

記述内容	▪ 事業内容について具体的に記述する。

▪ 事業内容

【基礎点評価の観点】
・事業目的と整合しているか。

【加点評価の観点】
・具体的かつ詳細か。
・本事業目的に対して、新たな創意工夫をした有効な事業内容が提案されているか。

8

記述内容	▪ 事業実施方法について具体的に記述する。

▪ 事業実施方法

【基礎点評価の観点】
・事業目的・内容と整合しているか。

【加点評価の観点】
・効率的・効果的、かつ、実現可能な事業実施方法が採られているか。
・事業実施方法について、創意工夫が見られるか。
・ISO50001の認証を取得しているか。

記述内容	▪ 確実に成果をあげるために、応札者が行う事業実施計画（作業内容・スケジュール）について、主要なマイルストーンを記述し、提案したスケジュールの根拠を具体的・客観的に記述する。

▪ 作業内容、スケジュール

■ **スケジュール**

(以下の項目等を含めて記述)

- 事業内容、担当者、開始日、終了日、作成資料名、マイルストーン

作業ID			作業項目			作業内容	担当	開始日	終了日	作成資料	平成〇〇年〇月				〇月			
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類						4	11	18	25	6	13	20	27
100			●●●●●●															
	111			XXXX														
		XXX			●●●													
		XXX			●●													
120				□□□□														
					●●													
					●●													
130				△△△△														
					●●													
					●●													

記述例

【基礎点評価の観点】
事業実施計画（スケジュール）は妥当か。

■ **工夫及び遅滞なく作業を完了するための工夫**

- 過去、XXXXにて利用したスケジュールをテンプレートにしてスケジュールを作成した。
- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
- ・・・・・・・・・・・・・・・

【加点評価の観点】
・事業実施計画（スケジュール）に、事業を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。
・事業実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。

【3 事業実施体制】
3.1 事業実施体制、役割分担

記述内容	▪ 業務の実施体制や役割分担 について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述する。 ▪ 実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、各チームのリーダークラス要員については、役職及び担当者名を記述する応札者が当該業務における実績を有する場合、その実績が当該業務の実施に当たり有益であることを具体的・客観的に記述する。(例えば、「過去の実績における経験者を当該業務の各チームに従事させる」等)

記述例

- 業務実施体制

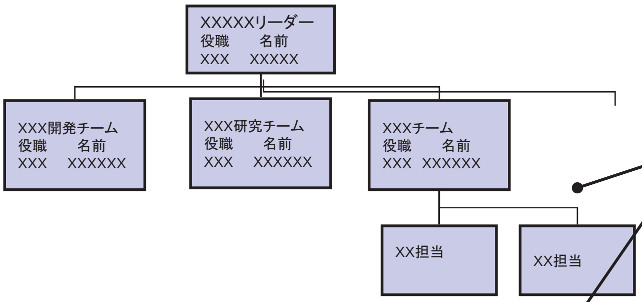

【基礎点評価の観点】
・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。
・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。

- 役割分担
  - 各チームの主な役割
  - 各チームの担当者数
  - 提案書に別途含める、実施担当者の略歴への参照　等

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

【加点評価の観点】
・事業を遂行可能な人数が確保されているか。
・経済産業省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

【3 事業実施体制】
3.2 組織としての専門性、類似事業実績

記述内容	▪ 組織として、本事業に関する専門知識、ノウハウ、過去の経験等について記述する。

記述例

- 専門知識、ノウハウ
  - XXXXXXXXXX
  - 提案書に別途含める、XXXXXXXXXXの参照 等

【基礎点評価の観点】
・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等(エネルギー分野の知識、会議開催・運営ノウハウ等)はあるか。
・再委託の場合は、予定する再委託先について記述すること。

- 過去の実績
  (以下の項目等を含めて記述)
  - 提供先(※実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「中央府省A」といった形式で記述する)
  - 実施概要
  - 実施時期
  - 主たる業務実施担当者　等

【加点評価の観点】
・組織として類似事業(会議開催・運営等)の実績があるか。
・組織としてその他に事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等があるか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

【3 事業実施体制】
3.3 事業従事予定者の専門性、類似事業実績

6.1(別紙1) 提案書雛型

記述内容	▪ 本事業に従事する予定の者の、本事業分野に関する専門知識、ノウハウ等、過去の経験について記述する。

記述例

- **業務担当者名**

  (以下の項目等を含めて記述)
  - 部署・役職
  - 予定担当業務
  - 役割
  - 業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)
  - 略歴・保有スキル・専門知識等
  - 過去の実績

【基礎点評価の観点】
・事業内容に関する専門知識・ノウハウ等(エネルギー分野の知識、会議開催・運営ノウハウ等)はあるか。
・再委託の場合は、予定する再委託先について記述すること。

- **業務担当者名**

  (以下の項目等を含めて記述)
  - 部署・役職
  - 予定担当業務
  - 役割
  - 業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)
  - 略歴・保有スキル・専門知識等
  - 過去の実績

【加点評価の観点】
・類似の事業(会議開催・運営等)の実績があるか。
・その他、事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等があるか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

【3 事業実施体制】
3.4 事業遂行のための経営基盤・管理体制

6.1(別紙1) 提案書雛型

記述内容	▪ 事業を円滑に行うための経営基盤、管理体制について記述する。

- 経営基盤について

■ **資金・設備の状況**

✓ XXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXX

【基礎点評価の観点】
・事業遂行のための経営基盤、管理体制を有しているか。

■ **管理体制について**

- XXXXXXXXXX
- XXXXXXXXXX

記述内容	▪「2.事業実施計画」にて提案した事業実施方法を実現するために必要な工数を、入札仕様書における業務の中項目単位で調査従事者のクラス別(主任研究者、研究者等)の工数を記述する。

▪【契約件名】見積り詳細

記述例

業務				担当者のクラス別工数(人月)/月				工数(業務中項目単位)
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	●●●に係るもの							
		1)	××××	····	····	····	····	····
		2)	××××	····	····	····	····	····
(2)	○○○に係るもの							
		1)	····	····	····	····	····	····
		2)	····	····	····	····	····	···· ※
		···	····	····	····	····	····	····
			合計(工数)	····	····	····	····	····

【４ 添付資料】

4.3 事業実績及び類似事業実績 ー官公庁も含めた、事業の実績

【４ 添付資料】

4.3 事業実績及び類似事業実績 ー官公庁も含めた、類似事業の実績

【４ 添付資料】
4.4 実施体制及び事業従事者略歴 －本事業実施のための体制図

6.1(別紙1) 提案書雛型

19

【４ 添付資料】
4.4 実施体制及び事業従事者略歴 －事業従事者の略歴･実績

6.1(別紙1) 提案書雛型

20